

公益社団法人日本地理学会 地域調査士認定委員会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地域調査士認定規程第14条の規定に基づいて設置する地域調査士認定委員会（以下「委員会」という。）の運営の方法に関して必要な事項を定め、もって委員会の円滑な会議運営を確保することを目的とする。

(構成等)

第2条 委員会は、理事長が指名する5人以上7人以内の委員をもって構成する。

- 2 理事長は、委員のうち1名を委員長として指名する。
- 3 委員の任期は、原則として委嘱の日から2年間とし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、委員長代理を指名することができる。
- 5 委員長代理は、委員長に事故あるとき、又は委員長が特に必要と認めて指示するときは、その職務を代理する。

(運営)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会務を総理する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 前 2 項の規程にかかわらず、委員長が委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会の決議があったものとみなす。
- 5 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 6 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、委員長（前条第 5 項の規定に基づいて委員長が指示したときは委員長代理。以下同じ。）及び出席した委員の中から委員長が指名する者 1 名がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 7 第 5 項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、委員長及び委員の中から委員長が指名する者 1 名がこれに電子署名をしなければならない。
- 8 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、参考意見を求めることができる。
- 9 委員長は、委員会を開催したとき、又は第 4 項の規定に基づいて決議があったとみなされたときは、その都度、議事について理事長に報告しなければならない。

附則 この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附則 この要領は、平成27年1月10日から実施する。

(平成22年3月13日常任理事会承認)

(平成27年1月10日常任理事会承認)